

国益が優先された米国の「プロパテント政策」

1985年は、米国にとって画期の年であったと言えるだろう。もちろん、この年を境にものごとかがガラリと変わったわけではないが、この年に象徴的な二つのレポートが提出されている。一つは、議会委員会の議長をつとめた HP (ヒューレット・パカード) 社の CEO の名を取って、通称「ヤングレポート」と称される、レーガン (Reagan) 大統領への答申書である。これにもとづいて米国は「プロパテント政策(戦略)」に転換したといわれている。もうひとつは、MIT (マサチューセッツ工科大学) が世に問うた「メイドインアメリカ (Made in America)」という分厚い報告書である。

この二つの報告が分析された当時の米国の状況は「物づくり」の競争に敗れたということであり、その分析から導きだされた提案は、ヤングレポートにおいては、知識と技術の重視と、それに基づいて、一つは知的財産権 (Intellectual Property Right) の強化であった。MIT のそれは、製造業の大幅な改善であった。MIT の報告が、その後どのように扱われたのか私は知らないが、その後の米国の動向で見る限り、この提案は「国策」としては採用されなかった。つまり、「物づくり」でもう一度、世界のトップの座を奪い返そうという方針は、米国において永久に葬り去られたことになる。

国の戦略や政策転換を先頭にして、人々のマインドまで変えて行った流れは「知的財産で稼ぐ」というものであった。汗水流して「物づくり」に邁進して日々の糧を得るということはやめて、スマートに銭を稼ごうということである。すなわち「マネー資本主義」への国を挙げての戦略転換であった。

1985年の時点で、あるいは1990年の時点で、米国の強いところと弱いところを考察すれば、「物づくり (ハードの製品)」に負けたあと、残された強い分野は、コンピュータ・ソフトウェア、バイオ、そして情報システムを基盤にした各種の社会運営システム、ビジネス方法のシステム化にあるということは、それほど深く考えなくともわかることであった。宇宙航空ももちろん強い分野であるが、これは国防の下に保護されている産業であり、発明が特許として公開されるべきではないと判断されるものである。

強い分野に特許を与えて、将来のローヤルティ収入を期待しようとすることから、当然のことながら、コンピュータ・ソフトウェアに特許が与えられるよ

うにした。今日、国や企業を動かす仕組み(システム)は、I T技術(Information Technology 情報技術) 抜きでは行えない。そのシステムを動かすのはソフトウェアである。そのソフトウェアは圧倒的に米国が強い。バイオ分野での特許範囲も大幅に広げることにした。これも米国の世界制覇の一環戦略であるが深く立ち入ることは控える。さらにシステムに強いことを生かして、ビジネスのやり方にまで特許を与えることにした。ローヤルティが稼げる特許をたくさん持つという戦略からして極めて素直な動きであったことがわかる。今後は事業を行っていくと、いたるところで、これらの特許に出くわすことになってしまうのではないかと危惧される。

米国は、これからは知識産業の時代だ、と宣伝しまくった。確かにその考えには妥当なところが多いので、全体としては世界から受け入れるところとなった。なぜ宣伝しまくったかといえば、それは世界中からローヤルティを徴収できるようにするためであった。ローヤルティを主張しようにも、相手がそのような仕組みを認めていなければ、徴収するのに大変な苦勞をすることになり、一つの私企業の手には負えないことになるので、宣伝に国が音頭を取ったわけだ。

かつて、米国の旗印の一つは、自由競争であった。したがって、公正取引(不正競争防止)、独占禁止は自由なる米国のシンボルとして、内外からそれなりの尊敬を持ってみなされてきた。特許の権利を声高に主張することと、独占を禁止する考えは基本の論理として相容れない。したがって、米国自慢の独占禁止法は、85年以來、倉庫の中に葬られることとなった。

米国は、外国人著作者の権利を1891年までは認めていなかった事実を思い起こせば、米国の主張は決して美しい「人類の理念」のためではなく、自分達の都合で唱えるものであることが理解されるだろう。もっとも、国家が主張する政策は、どこの国であれ自分達の国益のため、自分達のためであり、それを飾るために「人類のため」を持ち出すに過ぎない。ということからみれば、米国政府の動きになにも驚くことはないわけだ。

この政策によってアメリカのI T産業などが元気を取り戻したが、一方では「パテント・ホールディング・カンパニー」という、特許を持っているだけで事業活動は何もしない会社からの訴訟が急劇に増えた。この種の会社は、何しろ特許が「飯のタネ」であるから、保有している特許権利書を念入りに仕立て、手当たり次第に「イチャモン」をつけるわけだ。「イチャモン」を付けられた企

業の訴訟対策費用は「バカ高」になり会社経営を苦しめることになった。もちろん新規参入の入り口は狭く閉ざされることになる。

しかも、相手の特許の存在を知りながら侵害を続けたと認定されると、賠償金が3倍に吊り上げられるという仕組みまで備えられているので、笑いが止まらないであろう。近年の特許に絡む訴訟合戦の数の多さと、そこで飛びかう賠償金の大きさは「訴訟産業」というビジネス分野が存在しているが如くである。どのようにみてもこれは正常な「経済・産業活動」を逸脱していると思えない。(篠原泰正)